

第 56 号議案

令和元年度

吉田町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,241,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年12月2日提出

吉田町長 田村典彦

## 第1表 歳入歳出予算補正

( 歳入 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		752,440	4,531	756,971
	2 県補助金	339,049	4,519	343,568
	3 県委託金	76,070	12	76,082
17 寄附金		452,000	140,000	592,000
	1 寄附金	452,000	140,000	592,000
20 諸収入		154,979	△190	154,789
	5 雑入	140,750	△190	140,560
21 町債		864,437	4,800	869,237
	1 町債	864,437	4,800	869,237
歳 入 合 計		11,092,487	149,141	11,241,628

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,430,417	61,600	1,492,017
	1 総務管理費	1,109,848	61,600	1,171,448
3 民生費		2,892,225	888	2,893,113
	1 社会福祉費	1,339,814	2	1,339,816
	2 児童福祉費	1,552,205	886	1,553,091
8 土木費		1,270,276	9,240	1,279,516
	2 道路橋梁費	232,690	8,403	241,093
	3 河川費	54,983	837	55,820
10 教育費		1,203,236	△101	1,203,135
	1 教育総務費	573,519	923	574,442
	5 保健体育費	206,518	△1,024	205,494
11 災害復旧費		4	10,000	10,004
	1 農林水産施設災害復旧費	2	10,000	10,002
13 諸支出金		407,007	57,514	464,521
	2 基金費	407,005	57,514	464,519
14 予備費		20,000	10,000	30,000
	1 予備費	20,000	10,000	30,000
歳 出 合 計		11,092,487	149,141	11,241,628

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
治水対策推進事業	令和2年度	11,484千円

## 第3表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田海岸流木等処理対策事業	千円 5,000	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
合 計	5,000			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合体育館空調設備整備事業	千円 9,400	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 9,200	証書借入	6.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。  ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。